

第7章 主要関連法規

1. 総論

中国でビジネスを行うには、多くの法規に準拠しなければならない。第2章で述べたように、中国の全国人民代表大会及びその常務委員会で決議され主席令名で公布される法律が最も強制力が強く、その次に国務院及びその各部が公布する行政法規が位置し、それを受けて省、直轄市、県、市等の人民政府や同常務委員会が公布する地方性法規がある。法規にはそれを公布した機関と連番が付されている。

具体的には各章で取り上げるが、通常のビジネスに関わる主な法律として、会社の設立と組織機構については「会社法」及び「外商投資法」、従業員の労務関係は「労働法」及び「労働契約法」、会計に関しては「会計法」及び会計基準、税務に関しては「企業所得税法」及び「増値税法」、並びに外貨送金や外貨借入に関しては「外貨管理法」があげられる。

2. 会社法、外商投資法

中国で会社を設立する際の関連法規には「会社法」（改正前会社法 主席令第42号、改正会社法 主席令第15号）がある。会社法では中国で非上場の企業である（多くの日系企業は非上場）「有限責任会社」の設立と組織機構、「株式会社」（上場企業は株式会社であることが必要）の設立と組織機構、会社の財務と会計、解散と清算等について規定している。

中国において外商投資企業を設立する場合、下記の3つの形態のいずれかの形をとっている。100%外資で設立された「独資企業」、中国側のパートナーと資本を出資しあう「合弁企業」、最近では減少したが、中国側パートナーが設備や土地等を提供し、日本側が資金を提供して設立された「合作企業」である。この「独資企業」、「合弁企業」、「合作企業」を合わせて、「三資企業」と呼称される。

上記の通り、外商投資企業の設立は上記の3つの形態のいずれかで行われているのが現状であるが、3つの形態の設立の根拠法規となっていた外資三法（中外合資経営企業法、中外合作経営企業法、外資独資企業法）は2020年1月に廃止された。代わって2020年1月から施行されたのが、「外商投資法」である。「外商投資法」施行により、外資参入については「ネガティブリスト」による申請管理モデルの実施（リストに載っていない分野は外資参入を原則として制限しない）が行われているほか、外商投資企業のガバナンス構造等については、5年間の猶予期間（2024年12月31日まで）のうちに、会社法に基づき「株主会」を設置することが義務付けられている（詳細は第8章参照）。なお、会社法は、2021年12月に第1次改正草案、2022年12月に第2次改正草案、2023年9月に第3次改正草案が公表され、意見募集が行われていたが、改正会社法（主席令第15号）は2023年12月29日に成立し、2024年7月1日から施行される。

この改正会社法での改正点のうち、現地の日系企業に多い会社形態である「有限責任会社」に係る主要な改正ポイントは以下のとおりである。（なお、改正前の旧会社法は「改正前会社法」、2024年7月1日から適用される改正後の新会社法は「改正会社法」と以下記載する。）

① 董事会及び董事についての新設規定

董事会のメンバーは3人以上とし、従業員が300人以上いる場合は、董事会のメンバーに従業員大会等を通じて選出された「従業員代表」を入れる必要がある（改正会社法第68条）。また、董事会の中に、董事により構成される「監査委員会」を設置し、監査役会の権限及び機能を行わせることができる。この場合、監事会は設置しなくてもよい。董事会のメンバーである従業員代表は監査委員会の構成員になることができる（改正会社法第69条）。改正前会社法では董事会の定足数及び決議要件の規定がなかったが、改正会社法第73条では、過半数の董事が出席し、董事全体の過半数による採択により決議することが規定された。また、改正前会社法では董事会権限の一つとして「年度財務予算案、決算案作成」が規定されていたが（改正前会社法第46条）、改正後の会社法ではこれが削除された（改正会社法第67条）。さらに、改正前会社法第37条では、株主会の権限として「経営方針、投資計画の決定」、「年度財務予算案、決算案の審議、承認」が規定されていたが、改正会社法第59条ではこれらが削除されている。改正後においては、これらの事項は定款において株主会又は董事会の決議事項として規定することになり効率的な決議・運営が図られている。また、改正会社法では、株主会が正当な理由なく期間満了前に董事を解任する場合に、董事は会社に対して賠償を求めると規定された（改正会社法第71条）。

② 資本充実責任の強化規定の新設

改正前会社法では、出資額の払込の期限に関する規定がなかったが、改正会社法第47条では出資者（株主）は会社が設立された日から5年以内に出資金を全額払い込まなければならないことが規定された。会社は、出資金を支払わない出資者（株主）の権利を喪失させることができ、董事会（董事）は、株主に対する出資金払込みの催告義務と催告義務を怠った場合の賠償責任を負う（改正会社法第51条）。

③ 持分譲渡に関する制限の緩和、出資額の払込責任の強化、株主名簿への記載の効力

改正前会社法第71条では、出資者が出資者以外の者に持分を譲渡する場合は、他の出資者の過半数の同意が必要だったが、改正会社法第84条では、他の出資者の同意を要しない旨（書面で数量、価格、支払方法や支払期限等を通知する）が規定された。持分譲受人が払込期日までに出資額を払い込まない場合には、譲渡人にも補充責任が課された（改正会社法第88条）。今後、撤退の際には注意が必要である。また、持分譲渡後に株主名簿に記載されて、はじめて譲受者である株主（出資者）は権利の行使を主張できると明記された（改正会社法第56条）。

④ 資本積立金の欠損填補での使用、減資方法の明確化

今回の改正により、出資者の出資比率に応じて減資しなければならないことが明確に規定された（改正会社法第224条第3項及び第226条）。また、改正前会社法第168条では資本積立金は欠損填補に使用することができなかったが、改正会社法第214条により任意積立金、法定積立金から充当していくという条件を満たせば、資本積立金も欠損填補に使用することが可能となった。

⑤ 支配株主・実質株主に対する責任の強化

株主又は実質支配者が、会社の職務を担当していないにもかかわらず、関連取引などの方法で会社の利益を侵害する事例が発生してきたことを鑑みて、今回の改正により、支配株主や実質支配者が董事を担当していないが、会社業務を実施する場合、会社の利益のために合理的な注意を尽くさなければならないことが規定された（改正会社法第180条第3項）。

⑥登記抹消における簡易手続の導入

会社の存続期間において債務を生じず、又は既に債務の全部を弁済している場合には、株主全体の承諾を経て、規定に従い簡易手続きを通じて会社登記を抹消することができる」と規定された（改正会社法第 240 条）。

3. 労働法、労働契約法、社会保険法、労働組合法

「労働法」（2018 年主席令第 24 号）には従業員との労働契約、労働時間、賃金、社会保険や福祉等が規定されている。また、「労働契約法」（2012 年主席令第 73 号）には従業員を雇用する場合に締結が必要な「労働契約」について詳細に規定されている。会社に 25 名以上の中華全国総工会の組合員がいる場合は「労働組合」を設立しなければならず、その運営は「労働組合法」（2009 年主席令第 18 号）に準拠することになる。

4. 会計・税務に関する基準や法律

中国は会計に関しては、「会計法」（2017 年主席令第 81 号）という法令があり、会計処理の原則や会計期間、会計担当者、会計帳簿等が規定されている。その会計法の下に 2 つの会計基準が現在併存している状況にある。

その一つは 2001 年から適用され「旧基準」と呼称される「企業会計制度」（財政部 財会[2000]25 号）である。2001 年当初は日系企業もこの企業会計制度を適用していたが、2007 年に「新基準」と呼称される「企業会計準則」（財政部令第 33 号）が公布され、上場企業や国有企業等は 2007 年から先行適用し、北京市や上海市等特定地域にある日系企業でも業種ごとに一定の規模以上の会社は（例えば製造業では営業収入が年間 2,000 万人民币以上かつ従業員 300 人以上）、順次、企業会計準則が適用されていくことになった。

企業会計準則は国際的な会計基準である「国際財務報告準則」（いわゆる IFRS）の改訂を受けて、適時に改訂してきており、現在は企業会計準則が主流である。ただ地方の一定規模以下の企業ではまだ「企業会計制度」に準拠して会計処理が行われているところもある。

税務に関しては、日本の法人税に相当する「企業所得税」を規定した「企業所得税法」（2018 年主席令第 23 号）と「企業所得税実施条例」（2019 年国務院令第 714 号）、日本の消費税に相当する「増値税」を規定した「増値税暫定施行条例」（2017 年国務院令第 691 号）、従業員の賃金給与等に係る「個人所得税」を規定した「個人所得税法」（2018 年主席令第 9 号）及び「個人所得税法実施条例」（2018 年国務院令第 707 号）が、通常の企業経営では比較的頻繁に適用される。

5. 知的財産権に関する法律

中国でビジネスを行う日系企業は、模倣品、商標権の侵害、技術流出等の問題に直面しているケースがある。中国の知的財産権に関する法令には「特許法」（2020 年主席令第 55 号）、「商標法」（2019 年主席令第 29 号）、「著作権法」（2020 年主席令第 62 号）等がある。これらの法律は特許権の登録、商標の登録等を規定しているほか、それらが侵害された場合について、行政機関による停止命令や没収、人民法院に訴訟を提起する手続き等も規定されている。

6. 独占禁止行為に関する法律

「独占禁止法」(2022年主席令第116号)は、独占の合意、支配的地位の濫用、事業者の集中を「独占行為」と規定している(同法第3条)。日本の企業が関わるケースとしては、例えば、自動車部品メーカー等の価格独占協定の事例や企業買収によって、中国市場において買収後の市場占有率が高くなる場合で、主に中国の商務部の審査で差し止められる事例がある。

2022年6月に成立し、同年8月1日から施行された独占禁止法の改正は、旧法では一部の独立禁止行為に対する処罰が不十分なことや、法執行体制に改善の余地等の課題が明らかになったことを理由として行われた。その背景には大規模プラットフォーム企業(例えばアリババグループやテンセントグループ等)によるインターネット分野での独占的地位を利用した行為に対する統制を強化する狙いがあったものと考えられる¹。

7. 民法

「民法典」(2020年主席令第45号)は2020年5月28日に公布され、2021年1月から施行されている。民法典は、従来民法通則、民法総則、物権法、担保法、契約法、権利侵害責任法、婚姻法、養子縁組法、相続法の個別法を包括したもので、民法典の施行に伴って個別法は廃止された。

民法典の主な内容は、総則、物権編、契約編、人格権編、婚姻家庭編、相続編、権利侵害責任編となっている。中国で「法典」と名付けられた法律はこれが初めてである。例えば婚姻家庭編では養子縁組について、養子を含めて各家庭に2人まで子供を育てることができると規定している(婚姻家庭編第1100条)。また衝動的な離婚を防止するため、30日以内なら離婚届を撤回できるとの規定も設けられている(婚姻家庭編第1077条)。

物権編では、中国では土地は公有で、個人が住宅を購入しても土地は70年間の使用権に留まるが、民法典では居住権として土地の使用期限が来ても、引き続き住める状態であれば、「合理的な理由」があるとして、居住権の制度を創設して住む人の権利を強化している(物権編第14章366条~371条)。

8. 刑法

「刑法」(2020年主席令第66号)は約450条にも及ぶ法令である。犯罪、刑罰等が規定されている。社会主義経済秩序破壊罪として偽造粗悪商品生産販売罪、密輸、税収管理危害罪、知的財産侵害罪についても規定されている。また社会管理秩序妨害罪として汚職収賄罪等が規定されている。

9. 不正競争防止に関する法律(商業収賄罪を含む)

「不正競争防止法」(2019年主席令第29号)は、不正競争行為として混同、賄賂、虚偽宣伝、

¹ 公益財団法人公正取引協会 外国競争法研究会資料

<https://www.koutori-kyokai.or.jp/files/libs/2666/20230123155939870.pdf>

営業機密侵害、不当景品付き販売、虚偽情報のねつ造と流布、ネットワーク妨害行為を規定している。近年では、データやアルゴリズム等を用いた新たな業態の急速な成長に伴って、データ、アルゴリズム、プラットフォーム規則を利用して行われる新たな不正競争行為も見受けられるようになってきていることから、2022年11月にはネットワーク不正競争行為に関連する規定を導入した不正競争防止法改正草案に関する意見募集稿が公布されており、今後改正法が成立する見通しである。

また、中国には「商業贈収賄」という不正競争防止法の概念であり、対公務員よりも広義の規制がある。商取引上において公平の原則に反して、不当な経済的益を提供又は取得し、取引の機会や競争上の優位性の獲得の誘導行為を禁止するものである。贈賄者には10万元から300万元以下の罰金、状況が重い場合は営業許可証（営業ライセンス）が没収される。従業員が贈賄した場合、従業員個人の行為と証明できなければ会社の行為とみなされる（不正競争防止法第7条、第19条）。金額が比較的大きい場合には、3年以下の有期懲役等になる（刑法第164条）。収賄についても懲役や財産の没収等、厳しい罰則が規定されている。なお、2022年11月に意見募集が開始された不正競争防止法の改正草案では、商業賄賂条項において取引の相手方が贈賄対象に追加されている。取引の相手方への利益提供が第三者に対する競争排除・制限効果を有するとみなされれば新たに規制対象となる可能性があり、今後成立する見込みの改正法の規定内容に留意する必要がある²。

10. 外貨管理に関する法律

中国は外貨の管理を強化するため、1996年1月に「外貨管理条例」を公布し、その後、2008年8月5日に改正が行われ、同日より施行されている（2008年国務院令第532号）。外貨管理制度に関しては、経常項目及び資本項目が区別管理されている（外貨管理条例第2章及び第3章）。経常項目には①貿易収支、②サービス貿易収支、③その他経常項目が含まれる。資本項目としては外貨資本金、外貨借入等がある。外貨管理法では、貿易取引（例えば物品の輸出入）とサービス取引（例えば技術支援費）は別々の取引であるため、これらを相殺することはできず多くの日系企業が依然として苦慮している。詳細は第16章及び第18章を参照のこと。

11. 環境保護規制に関する法律

環境規制に関しては「環境保護法」（2014年主席令第9号）、「大気汚染防止処理法」（2018年常務委員会決裁）、「水汚染防止処理法」（2017年主席令第70号）、「騒音公害防止改善法」（主席令第104号）、「環境影響評価法」（主席令第24号）等が近年立て続けに公布され、最近では「環境保護税法」（2018年主席令第16号）が公布され、2018年1月より排出量に応じた環境税が徴収されるようになった。また、第14次五カ年（2021～2025年）計画では、主要汚染物質の排出総量の削減を目標として定める等、炭素排出削減も含めた環境規制が強化される傾向にある。詳細は第15章を参照のこと。

² 日中経協ジャーナル 23年3月号「中国ビジネス Q&A 中国における商業賄賂規制の最新動向 および企業側の対応について」

12. インターネット環境規制に関する法律³

中国では、2014年4月の中央国家安全委員会第1回会議の「総体国家安全観」において、サイバーセキュリティを国家安全保障のための重要な分野であると位置付けており、インターネット環境の規制のため、「サイバーセキュリティ法」(インターネット安全法)(2017年常務委員会第24回決議)、「データセキュリティ法」(2021年主席令第84号)、及び「個人情報保護法」(2021年主席令第91号)の3つの法律(以下、データ3法)や、多くの下位規範を制定している。

サイバーセキュリティ法は、ネット犯罪やサイバーテロ等から国家安全を確保するため制定された法律で、中国でインターネット環境の情報運営者に中国国内で収集した個人情報や重要データの中国国内での保存を義務付けている(同法第37条)。また自社の保有するネットワークシステムの等級を評価・決定し、その等級に応じたセキュリティ対策を取ることを求めている。これにより中国IT企業は外資系IT企業に比べ国内の事業基盤はより強固になるが、国境を越えたデータの流通が阻害されることとなる(越境移転規制)。中国域外に拠点を置く日系企業でも、例えば中国の顧客情報を収集、利用した商品開発等に支障が出るおそれがある。

データセキュリティ法は、データセキュリティのリスクや脅威を踏まえて制定された法律で、政府によるデータセキュリティの強化、データセキュリティの審査、リスク評価等を規定している。なお、対象となるデータは紙面を含む全ての情報で、これらの対象データは、国家核心データ、重要データ、及び一般データの3分類に区分される。重要データの識別にあたっては、2022年1月に「重要データ識別指針」の意見募集稿が公布されており、参考にすることが可能である。重要データは中国国内で保存するよう規定されており、国外に提供する必要がある場合には「データ越境安全評価弁法」に基づき、国家当局による安全評価に合格しなければならない。

個人情報保護法は、民法典やサイバーセキュリティ法等多数の法規制が散在していた個人情報保護に関して、統一的な枠組みや指針を示した法律である。個人情報保護法では、告知、同意、及び撤回を主軸とした個人情報の収集、同意、処理、国外移転等を行うことを求めており、特に巨大なプラットフォームやビッグデータによる差別に対しては特別な規制を設けている。中国国外へ個人情報を提供する場合には、国外の移転先の名称、連絡先、目的、方法等を個人に告知し、個人から個別の同意を取得する(同法第23条)とともに、専門機関による個人情報保護認定を受ける等の一定の要件を充たす必要がある(同法第38条)。

これらのデータ3法に違反した場合は、いずれの法律にも法的責任として行政処罰、民事損害賠償、及び刑事責任が規定されている。違反行為に対しては、法人や組織だけでなく、その責任者に対する両罰規定や国の企業登録システムの信用リストへの違反者情報の掲載、責任者が同じ業務に従事することを禁止すること等の処罰が行われる。

また、2023年6月1日に施行された「個人情報越境移転標準契約弁法」(2023年インターネット情報弁公室第13号)は同年12月から完全適用されており、個人情報に関してはより細かな規定がなされている。他方、2023年9月に公表された「データの越境流動規範と促進規定」の意見募集稿では、個人情報の越境移転をする場合に、標準契約の締結を含む要件の充足が不要となる

³ ジェトロ (https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/a79365d04a90bd1c/20220077_02.pdf)、EY 新日本有限責任監査法人 情報センサー2023年5月号 JBS (https://www.ey.com/ja_jp/japan-business-services/info-sensor-2023-05-07-jbs) 等

範囲を広範に認めることを示している。この規定が意見募集稿と同様の内容で施行されれば、一定の場合には各企業による標準契約の締結や届け出等が不要となるため、その動向に注目が集まっている。

中国で事業を展開する際は、上述したデータ 3 法のほか、その他の下位規範の内容も把握して総合的に対応することが求められる。まずは、自社の取り扱う情報がどのようなものなのか、それに機微な個人情報が含まれるのか等を整理のうえ、どのような法的文書の作成や対応が義務付けられているのかを確認して対応する必要がある。

13. PL 法、製品品質法、消費者権益保護法、食品安全法

中国の製造物責任について、主な PL（製造物責任）関連の法規としては「製品品質法」（2018 年常務委員会令）、「消費者権益保護法」（2013 年主席令第 7 号）、「食品安全法」（2021 年主席令第 81 号）等があり、過去の食品等の事件を踏まえて整備されてきたものと言える。1993 年に制定された製品品質法は、2000 年、2009 年、2018 年と改正を重ねてきているが、2023 年 10 月に改正案の意見募集稿が出されており、今後の改正が見込まれている。

また、食品安全に関しては、2022 年 1 月から「輸出入食品安全管理弁法」（2021 年税関総署令第 249 号）が施行され、食品表示に関する義務が新たに規定されている⁴。この弁法は、輸出入食品の生産経営活動や、輸出入食品生産経営者（中国国内向け輸出食品の海外製造企業、海外輸出業者又はその代行業者、食品輸入業者、輸出食品製造企業、輸出業者及び関係者等を含む）及びその輸出入食品の安全に対する中国税関による監督管理等を対象としたもので、特に水産物や保健食品・特殊用途食品を中国向けに輸出する場合に適用される。

さらに、2020 年 1 月 1 日からは欠陥消費品リコール業務に関する「消費品リコール管理暫定規定」（国家市場監督管理総局令第 19 号）が施行された。同規定の第 4 条では、生産者は自ら生産する消費品の安全について責任を負わなければならないが、消費品に欠陥が存在する場合は、生産者はリコールを実施しなければならないことが規定されている。

14. 国家安全・国家機密に関する法律⁵

中国には、「国家安全法」、「国家秘密保護法」、「反間諜法（反スパイ法）」、「インテリジェンスに関する国家情報法」、「国家機密法」等、国家安全や国家機密に関する多くの法律が存在する。

「国家安全法」は、習近平総書記が 2014 年に提唱した「総体国家安全観」の概念を踏まえ、国家安全に関する基本法として 2015 年に改正された。2015 年改正前の国家安全法は 1993 年に制定され、2009 年に改正された反スパイ活動を規定する法律であった。2014 年には、旧国家安全法は反間諜法に置き換えられ、スパイ行為の取り締まりに関する規定が整備・強化されるとともに、2015 年には、国家安全をより広義かつ総合的にとらえた新たな国家安全法が制定された。

⁴ 農林水産省「中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法の公布について（食品表示の義務化等）」https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_benhou.html

⁵ 日中経協ジャーナル 20 年 9 月号「中国ビジネス Q&A 中国の国家安全に関する法律の概要」

反間諜法（反スパイ法）に関しては、さらに2023年7月に改正反間諜法（改正反スパイ法：2023年主席令第4号）が施行され、改正前の反間諜法が対象としていた国家の秘密や情報に限らず、改正反間諜法では国家の安全と利益に関わる文書やデータ、資料や物品を窃盗、偵察、買収、又は不法に提供することも違法行為と定められている。他方、具体的にどのような行為がスパイ行為に該当するか明確でない面もあるため、中国における事業展開にあたっての情報収集や、中国当局関係者等との交流の際には、注意が必要である。

また、「国家秘密保護法」（2010年主席令第28号）及びその細則「国家秘密法实施条例」（2014年国务院令第646条）では、実際に国家機密が漏洩した場合だけでなく、疑いのある事態が発生しただけでも、24時間以内の報告が義務づけられている。報告を怠った場合や虚偽の報告をした場合等には、責任者が処罰されるが、国家機密を定義する国家機密法での規定は抽象的であり、担当主管部門によって拡大解釈が可能となっているため留意する必要がある。

ひとくちメモ 5:

「中国では進出先の地域・地方によっても法律が異なり、さらに当局の管轄官によっても解釈が異なるため法律はあっても無いようなものでは？」との声も聞かれますが、如何でしょうか？

中国法律の特徴は、一般的に法律の文面が抽象的である傾向があり、当局の裁量の幅が相対的に広い点にあります。また、法分野等によっては、地方での運用が異なるケースも少なくありません。そのため、「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2023年度 海外直接投資アンケート結果（第35回）—国際協力銀行 企画部門 調査部」でも、中国は「法制の運用が不透明」が2016年から引き続き第3位の課題（回答社数105社中45社、比率42.9%）となっています。

中国では全国人民代表大会や国务院の常務委員会で決定され全国展開される法令が増えてきており、地方の人民政府が独自に法令を公布することは少なくなっています。地方（例えば北京市や上海市）の人民政府が公布する法令や条例も基本的に中央政府が公布する法令を踏まえて、その枠内での規定になっています。

特に労働関連の法規制は、各地域の状況に応じた運用がなされているために地域ごとの差異が大きく、中国で事業を展開する日系企業は、各進出先地域の運用状況に合わせて施策を検討する必要があります。中国法務に詳しい法律事務所によれば、特に日系中小企業においては、日本の就業規則と同じ内容の就業規則をそのまま中国でも適用したり、日本における労務管理と同じ感覚で中国現地の労働者に対応したりといったことが原因で、現地で問題に発展するケースもあるといます。法律原文を全て熟読することは難しいかもしれませんが、できる限り該当する法律の原典や日本語訳の該当箇所を確認したうえで、進出や展開を進め、現地の法規制に則った対応を行うことが望ましいです。

また、法律の新規公布や改正が多いこと、さらに地方法規が多いことも、中国法律の特徴であると言えます。進出の際には、自社の事業分野に関係する重要な法律の公布や改正を、中国現地法人だけでなく日本本社からもしっかりとフォローし、チェックする必要があります。例えば、法律事務所が定期的に発行しているニュースレターを活用しつつ、それらではカバーされない事業ごとの法令については顧問弁護士に調査を依頼したり意見交換をしたりする等の方法で、法律の理解に努めることができます。また、中国語力がある場合には、WeChat等の中国の情報媒体上でも必要な情報をフォローして最新情報を収集することも可能です。